

別紙新旧対照表 1 (基本協定書)

変更前	変更後
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 <u>乙は、管理業務に関して保有する個人情報について、千葉市指定管理者等個人情報保護規程（以下この条において「個人情報保護規程」という。）及び千葉市指定管理者等及び出資等法人個人情報保護事務処理要領（以下この条において「個人情報保護事務処理要領」という。）並びに別記「指定管理者個人情報取扱特記事項」（以下この条において「個人情報取扱特記事項」という。）の規定に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(1) 個人情報を適切に取り扱うこと。</u></p> <p><u>(2) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出を受けて決定等を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 前号の決定等に対する異議申出を受けて再決定をすること。</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護規程及び個人情報保護事務処理要領並びに個人情報取扱特記事項において指定管理者が行うべきものとされていること。</u></p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 <u>乙が指定管理業務により取得した個人情報については、原則として、乙が個人情報の保有・管理主体となり個人情報の保護に関する法律法（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第33条等の規定に基づき開示等を行う。</u></p> <p><u>(1) 削除</u></p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、甲の保有個人情報（設置管理条例に基づく行政処分（許認可等）に係る個人情報、管理運営の基準などの仕様により甲が実施を義務付けている業務に関連して取得した個人情報のうち甲と協議をして範囲を定めた個人情報等、利用・提供・廃棄等の判断の権限を甲が有しているものをいう。）は、甲が個人情報の開示・訂正・利用停止決定等を行う。この場合において乙は、甲の求めに応じ、当該個人情報を甲に提出、訂正又利用停止の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>3 乙は、個人情報保護法第66条第2項に基づき、指定管理業務においては、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、別記「指定管理者個人情報取扱特記事項」に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>なお、自主事業に関連して取得した個人情報等、甲の保有個人情報以外の個人情報の取扱いについて</u></p>

	<p>は、個人情報保護法第23条の規定による。</p> <p>4 甲の保有個人情報が漏えい等した場合については、甲は個人情報保護法第68条に基づき、乙は個人情報保護法第26条に基づき、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う必要があるため、このような事態が判明した場合は、乙は速やかに甲に報告を行い、報告に必要な事態の把握等、必要な協力を行うものとする。</p> <p>なお、甲の保有個人情報以外の個人情報が漏えい等した場合は、乙は個人情報保護法第26条に基づき、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行うと共に、甲に対して漏えい等があった旨及び対応状況について情報提供を行うものとする。</p>
--	---